

## 高岡地区広域圏事務組合財政調整基金条例

平成27年10月21日条例第6号

(設置)

第1条 長期にわたる組合財政の健全な運営に資するため、高岡地区広域圏事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 理事会は、一般会計歳入歳出決算剰余金の全部又は一部を、翌年度の歳入に編入しないで、基金に積み立てるものとする。

2 理事会は、前項に定めるもののほか、予算に定める額を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 施設の整備又は補修の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。